

2022年8月29日

「カード規定集」の一部改定について

南日本銀行（頭取 斎藤 眞一）は、ATM入金時間外手数料の新設に伴い、下記の規定集について一部改定を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定集

「カード規定集」

2. 改定日

2022年10月1日（土）

3. 主な改定内容

条項	(旧)	(新)
【各取引に共通する規定】 第1条【カードの利用】(2)・(3) 第2条【ATMによる預金の預入れ】(2)	条文中の以下の文言後部に追加 「当行」	「当行 または提携先 」
【各取引に共通する規定】 第1条・第2条・第3条・第5条・第6条・ 第7条・第8条・第10条 なんぎん法人キャッシュカード [*] 規定 第2条・第3条 南日本デビットカード [*] 規定 第6条	条文中の以下の文言の変更 ・「現金自動預金機」 ・「現金自動支払機」 ・「預金機」 ・「支払機」	条文中の以下の文言の変更 ・「ATM」
【各取引に共通する規定】 第5条【自動機利用手数料等】	(1)支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2)自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。	(1)ATMまたは振込機を使用して預金の払戻し・ 預入れ をする場合には、当行および提携先所定のATM・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2)自動機利用手数料は、預金の払戻し・ 預入れ 時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し・ 預入れ をした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

4. 「カード規定集」の掲載場所

当行ホームページ ⇒ 個人のお客さま ⇒ 規定一覧 ⇒ カード規定集

以上

【本件に関するお問合せ先】
事務統括部 事務企画管理グループ
TEL099-226-1412
受付時間 平日 9:00～17:00